福島社発第　２３９　号
平成２９年　３月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

「平成２９年度　非正規雇用労働者待遇改善支援事業」に関わる
コンサルタントの募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。
さて、福島労働局の委託事業について、「専門家派遣・相談等支援事業」の他に「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」が公示され、第３回理事会において社労士の知識と経験を生かすことができる事業であるとして、入札に参加することといたしました。
この事業は、最賃の委託事業同様、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、同一労働同一賃金の実現を図るため、非正規労働者の待遇改善を支援するものです。
２月２８日に入札に参加し、まだ、入札が決定しておりませんが、契約締結後、速やかに事業の実施を図りたいと存じますので、事業を実施いただくコンサルタントを下記により募集いたします。
希望する会員は３月２４日（金）まで申し込み下さるようお願い申し上げます。
また、コンサルタントの研修を開催いたしますので、日時等につきましては、後日ご連絡いたします。
なお、コンサルタントにつきましては、応募者の中から選考のうえ委嘱いたします。
謹白

記

1. **事業の概要及び業務**
①福島県非正規雇用労働者待遇改善支援センターの設置
②センターにおける相談支援
③事業所を訪問し、相談支援、改善計画の作成、フォローアップ
2. **具体的な業務内容**
常駐型コンサルタント
業　務　：①センターにおける相談業務及び関連事務
②派遣型コンサルタントの派遣に関わる事務
③セミナーの企画・実施
④事業の広報（関係事業主団体等との連携を含む）、その他の事務等

人　員　：３名程度
勤務地　：月２０日程度･･･センター（社労士会内）
勤務日数：１人月８日程度
勤務時間：９：００～１７：００
報　酬　：1日１８，３００円（通勤・活動の交通費、諸税込み）

派遣型コンサルタント

業　務　：①事業所を訪問しての相談業務（改善計画の作成、フォローアップ）
②支援事例の収集
③セミナーの講師、相談員
人　員　：１０名程度
訪問件数：４件（１件あたり２回訪問）　（全体で７２回）
うち**複数件は、自己開拓（顧問先は除く）**で実施いただきます。
報　酬　：1回　２２，２７４円（交通費、諸税込み）

3.　契約期間

平成２９年４月３日（政府の予算成立後の日）～平成３０年３月３１日

4.　応募要件

(1) 賃金制度、労務管理の知識・経験を十分有し、相談業務に対応できること。
(2) 当業務実施のための会議・研修会に出席できること。
(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。
(4) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

※　「専門家派遣・相談等支援事業」のコーディネーター及び専門家と重複して応募ができます。

5.　研修の受講

コンサルタントを希望する場合は、事業の趣旨、業務の説明、同一労働同一賃金ガイドライン案などの研修を必ず受講いただきます。

6.　応募期限　　３月２５日（金）事務局必着

締切：３月２４日（金）

平成２９年３月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

「平成２９年度　非正規雇用労働者待遇改善支援事業」に関わる
コンサルタントの募集について（回答）

＿＿＿＿支部　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「平成２９年度非正規雇用労働者待遇改善支援事業」に関する業務について、下記により申し込みます。

希望する業務	□ 常駐型コンサルタント □ 派遣型コンサルタント
社会保険労務士以外の有資格	□ 中小企業診断士 □ その他（　　）
社会保険労務士業務の専門分野	□ 労務管理　□ 賃金管理　□ 就業規則　□ 安全衛生管理 □ 労使トラブルの未然防止　□ 人事制度　□ 助成金 □ ワークライフバランス　□ その他（　　）
その他	

常駐型コンサルタント希望者は、４月の勤務可能日について、○×を付けてください。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日
15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日